第三十八条の七の見出し中「システム研究部」を「情報通信研究部」に改め、同条中「システム研究部」を「情報通信研究部」に改め、「業務」の下に「並びに技術研究本部の所掌事務に関する数理研究に関する業務」を加え、同条各号を次のように改める。

一　電子計算機に関すること。

二　通信器材（電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）に関すること。

三　電気器材に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。

第三十八条の八見出し中「ネットワーク技術研究部」を「センサ研究部」に改め、同条中「ネットワーク技術研究部」を「センサ研究部」に改め、「並びに技術研究本部の所掌事務に関する数理研究に関する業務」を削り、同条各号を次のように改める。

一　電波器材（電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）に関すること。

二　光波器材（電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。

第三十八条の九（見出しを含む。）中「センサ技術研究部」を「電子対処研究部」に改め、同条各号を次のように改める。

一　通信器材の電子対処に関すること。

二　電波器材の電子対処に関すること。

三　光波器材の電子対処に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。

第三十九条の六の表中土浦試験場の項を削る。

第四十一条を削り、第四十一条の二を第四十一条とする。

（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第二条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び別表第八」を「から別表第九まで」に改める。

別表第二ロの表防衛省内部部局の項中「四七」を「四五」に改め、同表防衛大学校の項中「一九」を「一八」に改め、同表防衛医科大学校の項中「二二」を「一八」に改め、同表防衛監察本部の項中「一」を「一〇」に改め、同表陸上自衛隊の項中「一、五六五　四八八　四一」を「一、五四九　四七二　三九」に改め、同表海上自衛隊の項中「二九九　二三」を「二八〇　一三」に改め、同表航空自衛隊の項中「五五四　二五」を「五四八　一四」に改め、同表技術研究本部の項中「二七」を「二六」に改め、同表装備施設本部の項中「三　三」を「三　二」に改め、同表地方防衛局の項中「二〇」を「一七」に改める。

イ　行政職俸給表㈠

職務の級 / 組織の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省内部部局	九人	三二人	五四人	五五人	二二〇人	一二六人	一三八人	四二四人	六五人	九人
防衛大学校		二	二	九	一五	一二	三三	四八	四三	三
防衛医科大学校		三	三	一〇	一六	一〇	三四	五八	六	
防衛研究所		一	二	三	八	二	一七	七		
統合幕僚監部			二	一	一	八	一五	六五	五	二
陸上自衛隊		一	一六	三六	二九九	四九二	七〇二	一、九九九	八二九	一〇一
海上自衛隊			五	二〇	一四一	一八五	二七九	九一六	五一二	一二八
航空自衛隊			三	一五	一〇九	二〇〇	二三六	八六五	四五五	六五
情報本部		五	九	一二	二六	三〇	五五	二〇七	一〇〇	四二
技術研究本部		六	一〇	九	二二	二一	四〇	五六	六四	一五
装備施設本部		一二	一五	二〇	八九	六七	六八	一九四	四三	五
防衛監察本部	一	一	一	二	三	七	五	一〇	一	
地方防衛局	一	二八	二二	六九	二〇四	三七四	四四〇	八七二	二七〇	六九